

○袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 3 0 日 告示第 7 9 号

袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する問題の減少を図るため、地域猫の不妊・去勢手術に要する経費について、地域猫活動団体等に対し予算の範囲内において袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和 4 9 年規則第 1 1 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解が得られており、かつ、地域のルールに基づいて適切に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民が主体となりボランティア及び行政が協働して、特定の飼い主のいない猫を把握するとともに、その地域にあった方法で管理者を明確にし、餌及びふん尿の管理、不妊・去勢手術の徹底、周辺美化その他の地域のルールを策定し適切な管理を行い、一代限りの生を全うさせる活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体等 市内において、地域猫活動を行うものをいう。
- (4) 不妊・去勢手術 獣医師（獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 3 条の免許を受けている者で、動物病院に所属するものをいう。）による雌猫の卵巢若しくは卵巢及び子宮の摘出又は雄猫の精巢の摘出を行う手術をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる地域猫活動団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 地域猫の管理を行う場所（給餌場等を含む。以下「活動場所」という。）の土地所有者及び施設管理者の同意を得ているもの
- (3) 活動場所の属する区、自治会等（以下「自治会等」という。）の同意（自治会等がない場合は、活動場所に隣接する土地の所有者及び居住者の同意）を得ているもの
- (4) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成２４年袖ヶ浦市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等でない者

２ 前項の規定にかかわらず、地域猫の不妊・去勢手術に要した経費について、他の制度による助成等を受けている場合は、対象としない。
（補助対象経費等）

第４条 補助金の交付の対象となる経費は地域猫の不妊・去勢手術に要した費用とし、補助金の額は、１頭当たり１０，０００円とする。
（交付の申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする地域猫活動団体等（以下「申請団体」という。）は、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の構成員名簿
- (2) 活動場所を示す図面（給餌場及びトイレの位置を図に示したもの）
- (3) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動場所に係る土地所有者及び施設管理者の同意書（様式第２号）
- (4) 袖ヶ浦市地域猫活動団体等の活動に係る自治会等の同意書（様式第３号）
- (5) 申請団体が管理している地域猫の一覧表及び写真
- (6) 申請団体の構成員の住民票の写し又は本市に住所を有することを証するものの写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、必要に応じ現地調査を行うことにより補助金の交付の可否を決定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行状況を市長に報告し、その指示を受けること。

(不妊・去勢手術の実施)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、当該決定に係る地域猫への不妊・去勢手術を行い、実施されていたことが認識できるよう、雄は右耳、雌は左耳の先端をV字型に切除しなければならない。

(変更又は中止の承認の申請)

第9条 補助団体は、補助金に係る事業を変更するとき、又は中止するときは、速やかに袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）及び変更又は中止に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、承認の可否を決定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金変更（中止）承認決定（却下）通知書（様式第6号）により当該補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助団体は、交付決定日の属する年度の 3 月 20 日（同日が閉庁日の場合は、その後の最初の開庁日）までに、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し
- （2） 不妊・去勢手術を受けた地域猫の一覧表及び写真（不妊・去勢手術がされていることを確認できるもの）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより内容を審査した上、適正と認めたときは補助金の額を確定し、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金確定通知書（様式第 8 号）により、当該報告をした補助団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助団体は、その通知を受けた日から起算して 30 日以内に、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（交付の特例）

第 13 条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付をすることができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金（概算払・前金払）請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第 14 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により

当該補助団体に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 第3条の要件を満たさなくなったとき、又は第7条の条件に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助団体が、既に補助金の交付を受けている場合は、当該補助団体に対して既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定後の報告)

第16条 補助団体は、市長から地域猫活動に関する資料の提供を求められたときは、これに協力するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請団体に対する第14条及び第15条の規定の適用については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。